

広島県警察本部告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第12条の2の14第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月16日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日 (委託期間)
公益財団法人 広島県交通安全協会	広島市佐伯区石 内南三丁目1番 1号	令和8年 4月1日	高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査に係る講習等手数料	令和8年4月1日 (令和8年4月1日～ 令和9年3月31日まで)